

避難指示解除の要件について

「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」改訂
(平成 27 年 6 月 12 日原子力災害対策本部決定・閣議決定)(抄) /
特定復興再生拠点区域の避難指示解除と帰還・居住に向けて
(平成 30 年 12 月 21 日原子力災害対策本部決定)(抄) /
特定復興再生拠点区域外の土地活用に向けた避難指示解除について
(令和 2 年 12 月 25 日原子力災害対策本部決定)(抄)

○避難指示解除の要件(「ステップ 2 の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について」(平成 23 年 12 月 26 日 原子力災害対策本部より))

- ①空間線量率で推定された年間積算線量が 20 ミリシーベルト以下になることが確実であること
- ②電気、ガス、上下水道、主要交通網、通信など日常生活に必要なインフラや医療・介護・郵便などの生活関連サービスがおおむね復旧すること、子どもの生活環境を中心とする除染作業が十分に進捗すること
- ③県、市町村、住民との十分な協議

○避難指示解除の要件(「特定復興再生拠点区域外の土地活用に向けた避難指示解除について」(令和 2 年 12 月 25 日 原子力災害対策本部より))

- ①空間線量率で推定された年間積算線量が 20 ミリシーベルト以下になることが確実であること
- ②土地活用を行う者等によって、必要な環境整備が実施されていること
- ③地元との十分な協議